

中央港湾団交、仮協定書にサインし妥結

新型コロナの影響下、残された課題は労使政策委員会等で協議へ

仮協定書

一般社団法人日本港運協会（以下「日港協」という）と全国港湾労働組合連合会及び、全日本港湾運輸労働組合同盟は、2020年度の労働条件改善について、下記の通り協定する。

- 港湾運送事業基盤の強化と港湾運送政策への対応について
 - 認可料金制の復活は労使共通の課題であり、その目的達成に向けて行政等関係者に対して、労使共同の取り組みを具体化する。具体的な取り組み内容については労使政策委員会で検討する。
 - 政府の港湾政策等に対しては、港運業界の秩序維持を基本に、港運労使が常に主体性をもって取り組むこととする。そのために、必要に応じて業界の認識・立場を政府・行政に対し主張することを含め、具体的な対応を図ることとする。
- 産別制度賃金、並びに、個別賃上げについて
 - 産別制度賃金(産別最低賃金、あるべき賃金、基準賃金、標準者賃金)の引き上げに係る要求については、20春闘とは切り離して継続協議する。
 - 各加盟組合の賃金の引き上げ要求に対して、日港協傘下店社は、12春闘協定第1項-(1)にもとづき、適正料金支払い等の施策を講じ、誠意ある回答を行う。
- 港湾労働環境の整備について
 - 週休二日制の実施について
 - 日港協は、14春闘協定第2項-(3)にもとづき、全港・全職種において週休二日制(「5.9協定」91.5.9付)を実施できるよう周知する。
 - 当該労使は、これを実施するために1年を目的に協議を行う。
 - なお、関連職種においては、各社縦割り(関係元請・専業)での協議を行い、早急に実施できるよう努力する。
 - 定年延長について
 65歳定年制度が社会的要請であると認識し、2025年を待たずに前倒しで実施するよう努力する。
 - 産別労災補償制度について
 産別労災企業補償制度の導入については、労使政策委員会において、全国の実態調査を実施し、全国水準の設定について調査研究を行う。
- 頻発する自然災害への対処について
 地区労使は、港湾労働者の安全を前提とした防災マニュアルを作り、傘下店社に周知するとともに、日常的な訓練を実施し、マニュアルの実効性を高める。
- 所謂「働き方改革」への産別的対応について
 - 日港協傘下各店社は、現行産別協定及び、「働き方改革」の諸法令を遵守すべく、休日・休暇、並びに時間外労働に関する諸協定を整備する。
 - 上記(1)の実施できる環境が整うまでの措置として、労使共同で、行政の政策支援、激変緩和措置が得られるよう取り組む。
- 港湾の「高度化」事業、「自動化・機械化」への労使の取り組みについて
 港湾への「自動化・機械化」導入など、所謂「AIターミナル高度化事業」の課題について、労使合意により設置した「労使ワーキング・グループ」において真摯に協議する。
- 港湾労働秩序の確立について
 - 港湾労働法における労働者証の意義を重視し、所管行政等と協議し、ワッペン貼付の取り組みを推進する。
 - 港湾労働法の全港・全職種適用について、専門委員会協議での意思一致を図り、所管行政に具体化をはかるよう求めていく。
- 労使政策委員会での継続課題について
 - 放射線量検査、及び中古自動車(建機)輸出に係る荷役作業に従事した港湾労働者に対する内部被爆等の健康診断を実施する件。
 - 産別協定の適用拡大と協定集の編纂について
 - ①現行の産別協定を、全港・全職種適用と改定する件。
 - ②2012年以降の労使協定・確認書などについて整理し、現行の産別協定集と合体させて編纂・発刊する件。
 - ③港湾倉庫・特定港湾倉庫、並びにゲート業務に係る職域拡大の件。
 - ④ユーザーに対して「港湾倉庫・特定港湾倉庫」指定への協力と理解を求める件。
 - ⑤東京オリンピック・パラリンピック対策の件。

以上

感染症(新型コロナウイルス等)に関する仮確認書

一般社団法人日本港運協会（以下「日港協」という）と全国港湾労働組合連合会及び、全日本港湾運輸労働組合同盟は、感染症(新型コロナウイルス等)の公衆衛生に係る対応について、下記の通り確認する。

- 港運労使は、港湾物流の社会的重要性に鑑み、港湾労働者並びに港湾運送の事業分野における公衆衛生対策に最大限の努力を行う。
そのために、日港協、及び傘下各店社は、感染予防具の確保、感染予防環境の整備を促進し、港運労使は、検疫体制強化など港湾運送への感染防止の法整備・行政措置を関係者に求めていく。
- 日港協傘下企業が新型コロナウイルスに関して、従業員に対して休業を命じた場合は、その企業は雇用調整助成金など国の制度を活用するなどして、休業に伴う賃金カットを行わないよう最大限努力する。
- 新型コロナウイルス感染等の予防措置に伴う諸制度の整備については、継続して協議を行う。
- 罹患者等への差別的取り扱いには厳に行わない。
- 緊急事態宣言など、政府が対策を講じる場合は、その対策を含め必要に応じて労使協議し対応を行う。

以上



第二回中央港湾団交の経過
新型コロナウイルスの影響で中断していた第二回中央港湾団交が六月十九日再開された。全国港湾はこれまで戦術委員会を週一回のペースで開催し協議を行ってきた。

緊急事態宣言が延長され、日港協での動きが見られないなかで、「現場は動いており、組合員の要求・期待に合わせるためには目に見える取り組みが必要」と意思統一を図

り、組合側から「協定案」を提示する方法をとった。これに対し五月二十一日には組合側が提起した「協定案の形式に沿って」の第一次回答を提示してきたが、「労働条件係

るに具体的な課題」については踏み込んだ回答にならなかった。この回答について戦術委員会では「協定案の形式に沿って」の第一回答について組合側は「コロナ禍のなか、組合員は感染の不安にさらされな

らざるに、誠実に物流を支えるべく業務を遂行している。この思いにこたえるのが中央港湾団交の使命であり、誠意をもって回答をされた」として次の具体的な指摘を行なった。

①「認可料金制度の復活」に向けては、もう一歩踏み込んで「労使が具体的に取り組みむ」ことを明記し具体化していくことが不可欠である。②個別賃上げに関しては、適正

な要求をぶつけた。この組合側の提起について、本日段階での新たな回答があるかを聞いたところ、日港協は組合側との提起を踏まえ再考するとの回答だったため、組合側はこれを了承し団交を終了し次回に期待するとした。



東京都大田区蒲田
5の10の2
全日本港湾労働組合機関紙
(毎月1日発行)
一部20円(組合員の購読料は組合費の中に含む)
発行責任者
松永英樹



六月三十日、第三回中央港湾団交が開催された。第二回中央港湾団交以後、折衝が続けられてきたが、新型コロナウイルス感染症の影響で依然として大勢が集まることのできない等の制約があり、今後交渉を続けても時間ばかりが経過しかねないとし、満足な回答とまでは言えないが一定

の回答になってきているとし、(松永英樹)

業側からの回答で、一定の前進があったと組合側が判断した点は次の通り。
・認可料金の復活に向けて「行政等関係者に対して、労使共同の取り組みを具体化する」と「労使共同」という文言を明確に記したことを評価。また、「行政等」と行政以外にも働きかける点を記したことを評価。

・週休二日制については「これまで協議を行って」と「実施するための協議が約されたことを評価」。
・労災企業補償制度については安全専門委員会ではなく労使政策委員会で調査することを評価。
・働き方改革への産別対応については「現行産別協定及び『働き方改革』の諸法令を遵守すべく」と「現行産別協定」にある八・七・四五を遵守しながら働き方改革に対応していくことが約束されたことを評価。
・感染症に関する仮確認書では「休業に伴う賃金カットを行わないよう最大限努力する」と明記したことを評価。(片柳悦正)

新型コロナウイルス感染症 時系列一覧

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、職場はもちろん地域や家庭にも様々な影響が出ています。今後、第2波の感染拡大も懸念されているところですが、緊急事態宣言が解除された中で、仕事の遅れや売り上げの回復等々に向け、各々の立場から尽力されていることと思います。

さて、その新型コロナウイルス感染症ですが、矢継ぎ早に状況が変化中、緊急事態宣言が出されたのは何時だったか？雇用調整助成金の上限が緩和されたのは何時からだったか？と問われて思い出せますでしょうか？余りにもいろいろなことがあり、何だか分からない…といったことはないでしょうか？新型コロナウイルスの情報は日々刻々と変化しているため、整理しないと後日振り返ることが難しいと思われます。そこで、編集部でこの間の流れを時系列に沿って一覧にまとめてみました。ご活用して頂ければ幸いです。また、全港湾として、一般活動報告書の別冊・新型コロナウイルス感染症資料集の作成を進めています。9月までには完成予定ですので、各地方支部に配布しますのでご活用ください。(編集部)

2019年

12月 中国・武漢で原因不明の肺炎患者確認される。

2020年

1月6日 中国・武漢で流行しはじめた原因不明の肺炎に対し厚労省が注意喚起。

1月14日 WHOが新型コロナウイルスと確認。

1月16日 日本国内で新型コロナウイルス患者を初めて確認。

1月30日 WHOが国際的な緊急事態と宣言。

2月3日 新型コロナウイルスに感染した乗客を乗せた「ダイヤモンドプリンセス号」が横浜港に入港。

2月5日 「ダイヤモンドプリンセス号」が乗員乗客を乗せたまま横浜港沖で隔離となる。

2月13日 国内で新型コロナウイルス感染症による初の死者が確認される。

2月14日 厚生労働省、雇用調整助成金の特例適用実施。

3月10日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案（新コロ特措法）を閣議決定。

3月10日 国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令を閣議決定、15日施行。マスク転売等の違反者は1年以下の懲役または100万円以下の罰金に。

3月11日 WHOが新型コロナウイルス感染症でパンデミック宣言。

3月13日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案（新コロ特措法）が可決成立、14日施行。成立にあたっては緊急事態宣言発令時に国会への事前報告を求める等の内容を記した附帯決議が採択された。政府は「仕事や食べ物の買い出しなど必要な場合を除く外出自粛の要請。学校や保育所の使用制限・停止の要請・指示。多くの人が集まる施設の使用、イベント開催の制限・停止の要請・指示。医薬品や食品の生産・販売・輸送業者らへの売り渡し要請・収用。鉄道や日本郵便への緊急物資の運送要請。臨時の医療施設の開設、土地・家屋の使用」などが今後あり得るとの見解を示した。また、厚生労働省より新型コロナウイルス感染症及び感染の疑いで休んだ場合の賃金の取り扱いについて等のQ&A集、雇用調整助成金の特例措置の緩和等が相継いで出された。

3月24日 東京オリンピック開催が1年延期に。

3月25日 東京都が外出自粛要請、在宅勤務要請をおこなう。

3月29日 タレントの志村けん氏が新型コロナウイルス感染症で死去したことで国内の雰囲気が一変。

4月1日 安倍首相がマスク配布に言及、後にアベノマスクと呼ばれ1住所あたり布製マスク2枚を配布することに。配布完了は6月20日、支出は260億円。

4月3日 新型コロナウイルス感染者、全世界で100万人突破。

4月7日 新型コロナウイルス感染で東京都をはじめとする7都道府県に緊急事態宣言（4月7日～5月6日）が発令される。緊急事態宣言にともなう具体的措置は各都道府県（自治体）がおこなうとされた。また、政府はGDPの20%にあたる108兆円規模の財政支援を検討と表明。

4月16日 緊急事態宣言が全都道府県に発令される。東京都をはじめとする13都道府県は特定警戒都道府県として指定される。

4月18日 新型コロナウイルス感染者、国内で1万人を超える。

4月21日 厚生省内に「生活を守るプロジェクトチーム」が設置され、その第1回会合が開催された。会合では生活を支えるための支援策がまとめられ公表された。

4月23日 G20臨時労働雇用大臣会合が開催され、新型コロナウイルスに関するG20労働雇用大臣声明が発表された。

4月28日 中小企業者等の事業用不動産に係る賃料相当額の支払い猶予及びその負担軽減に関する法律案（家賃支援法案・5野党共闘）が衆議院に提出された。

4月30日 国税関係法律の臨時特例に関する法律案が可決成立、納税の1年間猶予特例措置などが決定された。

4月30日 国民1人あたり10万円の給付等を盛り込んだ総額25兆6914億円の第1次補正予算案が可決成立した。また、政府は学校の9月入学制についての議論を開始するとした。

5月4日 政府は緊急事態宣言の延長（5月7日～5月31日）を決定、合わせて「新たな日常」なる考え方を示した。

5月8日 厚生労働省はPCR検査実施の相談目安を改め、37.5度以上の発熱などの要件を削除した。

5月11日 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための学生等に関する特別措置法案（コロナ困窮学生支援法案・4野党共闘）が衆議院に提出された。

5月13日 港湾におけるRTG遠隔操作補助事業の受付期間が7月31日まで延長された。

5月14日 政府は緊急事態宣言について北海道、東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫、京都を除く39県について解除を発表、段階的に経済活動を再開させるとした。解除にあたっては、過去1週間の感染者数が人口10万人あたり0.5人未満が目安であるとした。

5月14日 緊急事態宣言の一部解除に伴い、政府は基本的対処方針を修正し、関係事業団体毎にガイドラインを定めて対応するよう求めた。これを受け、各業界団体（日本経団連をはじめ、港湾、トラック、バス、タクシーなどの各業界）は各々ガイドラインを作成し公表した。

5月21日 緊急事態宣言について、京都、大坂、兵庫が解除された。

5月25日 緊急事態宣言で残されていた、北海道、東京、埼玉、千葉、神奈川の解除についての検討がなされ、同日をもって全都道府県解除となった。今後、段階的に各種の活動制限要請を解除していくとした。また、再度、感染拡大が懸念された場合、再び緊急事態宣言が出されることがあるとされた。

5月26日 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例に関する法律案、雇用調整助成金の拡充と新たな個人給付制度の創設について、雇用保険法施行規則の一部を改正する政省令案が国会に提出された。

5月27日 政府は新型コロナ対策として第2次補正予算を閣議決定した。歳出総額は31兆9114億円、事業規模では117兆1千億円で、1次補正と合わせて200兆円超えの補正予算とした。また、今回、家賃支払いが困難となった中小企業などの負担を減すため最大600万円を支給する給付金制度を新設、雇用調整助成金については上限を15,000円とし企業ではなく労働者に直接払うことも可とする等々とした。

6月2日 東京都は独自の東京アラートを発出し、警戒を呼びかけた。

6月9日 高市総務大臣がマイナンバーと個人預金口座のひもづけ義務化に言及、法整備の検討を指示した。自民、公明、日本維新の会は預貯金口座情報をマイナンバーと一緒に政府が管理できるようにする法律案「特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律案」を6月8日に衆議院に提出した。

6月12日 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律案が可決成立した。これにより、休業手当を受けることができなかった労働者（被保険者）についても賃金の80%（月額上限33万円）を支給することが可能となった。

6月19日 都道府県をまたぐ移動自粛要請等が解除された。

6月19日 観光庁が「新しい旅のエチケット」を公表した。

6月19日 厚生労働省が新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の運用を開始した。